

令和3年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第3回 定例会（第4号）

招集年月日	令和3年 9月 2日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年 9月 14日 午前 9時30分				
		議 長 福 島 教 次 郎				
	閉 会	令和3年 9月 14日 午前 11時48分				
		議 長 福 島 教 次 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不応招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (7)	福 島 教 次 郎	○	5	中 原 保 彦	○
	副議長 (6)	原 克 美	○	8	藤 原 修 治	○
	1	西 原 慎 治	○	9	山 本 幹 雄	○
	2	牛 尾 博 文	○	10	箕 根 正 一	○
	3	藤 原 み どり	○	11	佐 竹 一 夫	○
	4	日 高 学	○	12	西 嶋 二 郎	○

会議録署名 員	1 2 番	西 嶋 二 郎	1 番	西 原 慎 治
地方自治法第 1 2 1 条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	嘉 戸 隆	住民課長	行 田 綾 子
	副 町 長	岸 本 建 夫	健康福祉課長	松 嶋 由 香 里
	教 育 長	阿 川 俊 治	産業振興課長	山 根 啓 史
	総務課長	木 川 士 朗	山くじらブランド推進課長	安 田 亮
	企画推進課長	石 田 圭 司	建設課長	永 妻 孝 司
	情報・未来技術戦略課長	佐 竹 一 輝	大和事務所長	添 谷 正 夫
	美郷暮らし推進課長	旭 林 修 範	教育課長	漆 谷 千 鳥
	会計課長	井 上 陽 生		
職務により議会に出席 した者の職・氏名		議会事務局長 井 原 武 徳 議会事務局員 大 畑 真 紀		
議 事 日 程		別紙のとおり		
会 議 に 付 し た 事 件		別紙のとおり		
会 議 の 経 過		別紙のとおり		

令和 3 年美郷町議会第 3 回定例会議事日程

(第 4 号)

令和 3 年 9 月 1 4 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一般質問
3	委員会審査報告及び質疑
4	議案の討論及び表決 【条例案】 議案第 5 5 号 美郷町私債権管理条例の制定について 【予算案】 議案第 5 6 号 令和 3 年度美郷町一般会計補正予算 (第 4 号) 議案第 5 7 号 令和 3 年度君谷診療所特別会計補正予算 (第 1 号) 議案第 5 8 号 令和 3 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) 議案第 5 9 号 令和 3 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) 【一般事件案】 議案第 6 0 号 令和 2 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて 議案第 6 1 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について

5	発委の上程、説明、質疑、討論及び表決 発委第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
6	議員派遣の件
7	委員会の継続審査調査付託

(開会 午前9時30分)

●福島議長

おはようございます。全議員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手許に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番・西嶋議員、1番・西原議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告6までの一般質問で終了しておりますので、本日は、通告7から通告9までの一般質問を行います。

通告7、3番・藤原みどり議員。

●福島議長

藤原議員

●藤原みどり議員

失礼します。皆さん、おはようございます。新人議員の藤原みどりです。今日はじめて質問させていただきます。水道料金のことについて質問させていただきます。10月から値上げされる水道料金などについて質問いたします。1年先延ばしにされていた水道料金の値上げが来月から始まります。水道料金の値上げについては、昨年3月私が代表を務める美郷を守る母の会が署名活動を行って、値上げの撤回の請願書を出した経緯があります。請願は否決されましたが、近隣住民の方々は、未だに水道料金の値上げを回避できないかと話される方が何人もいます。料金の値上げは生活困窮世帯や年金生活者の家計を圧迫します。また、美郷町では、65歳以上の高齢者比率が約47%ですから、町民の半数近くが年金生活者で、多くの人たちが値上げの影響を受けることになります。町は人口減少に歯止めをかけるためいろいろな施策を講じて、美郷町のイメージアップ図っておられますが、水道料金の値上げはマイナスのイメージにはなりません。同じ田舎町でも住民人口は微増している吉賀町は月、20立方メートルで2900円だと聞いています。人間の生活に絶対必要なものが水です。すべての町民が毎日必ず使用するのが水道です。水道行政は、必ず町民全員に影響を及ぼす重要な行政です。一部の人たちに影響が及ぶ町の施策は後回しにしてでも、町民生活に重大な影響及ぼす水道行政は優先的に対応して、生活の安定を図ってください。例えば料金の値上げするにしても、年数をかけて1年に3%とか5%に変更するお考えはないのでしょうか。数年先の水道事業の公営企業化、水道事業が特別会計であること、配管の老朽化、料金収入の減少は理解しております。しかし、これから先、人口も減少し料金収入は減少するはずで、突然に24%の料金値上げを発表して、問題の解決を図ろうとする町の無計画さに多くの町民は嘆いております。値上げを撤回できませんか。縮小はできませんか。年数をかけた値上げにはできませんか。この先の水道料金の行動に歯止めや解決策がありますか。国の援助を受けながら、県単位または、石見地方単位の自治体が協力して共同利用できる大規模な浄水場の建設は無理でしょうか。50年先、100年先のことを考えて、安価で

安定した水道事業の構築を計画することはできませんか。町長のお考えをお聞かせください。私の質問は以上です。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

議員の皆様、おはようございます。それでは藤原議員水道料金の値上げについてのご質問にお答えいたします。水道料金の改定につきましては、来月10月1日から改正することとなっています。改めてこれまでの経緯について、ご説明します。水道料金は、平成20年に約12%の値上げ改定を行った後、13年が経過をしています。もともと財政基盤が弱い小規模自治体である美郷町は人口の減少や水需要の減少により、年々料金収入が減少しています。また、水道施設の多くは高度経済成長期に整備をされ、施設の維持管理費用、施設更新費用も年々増加傾向にあります。収入の減少と維持管理費の増加がこのまま続けば水道経営が圧迫され、安定した水道事業の持続的運営が困難になることがはっきりとしています。昨年度の水道事業実績を例にとりますと、水道料金収入は8314万円。一方、水道運営に関わる経費は、1億1436万円。差し引きで3122万円の赤字となっています。水道料金の引き上げを行わない場合、水道料金収入につきましては令和8年度には7113万円に減り、一方経費は1億8317万円と大幅増となる見込みです。収入減と経費増を合わせますと、昨年度3100万円の赤字が令和8年度には1億1200万円の赤字に急拡大します。その後も赤字幅は拡大していく見込みです。このままでは、水道事業の存続が危うい状況となるか、町の財政が圧迫をされ、赤字の穴埋めのために他の町民向けの独自事業を取りやめなければならない、そういった事態に陥りかねません。このように、水道事業運営につきましては、待ったなしの状況であると認識をし、令和元年8月には町民の有識者からなる上下水道事業審議会へ料金改定について諮問を行い、11月20日に答申をいただきました。答申の内容につきましては、厳しい経営環境が予想され、料金の改定はやむなし。料金の改定率は、平均24%が妥当などというものでした。議会に対しましては、まず、令和元年3月定例会の施政方針で、水道事業の安定的経営のための料金のあり方を検討したいとの考えを表明をさせていただきました。審議会の答申を受けた直後の12月の定例会におきましては、答申の概要につきまして報告を行い、年明けの令和2年1月に全員協議会を開催し、議員の皆様と活発な議論をさせていただきました。その中で、町民の意見をより丁寧に反映しようということで、議員の皆様と意見が一致をし、2月にも重ねて全員協議会を開き、町民の声を反映した議論を行いました。その後、複数の議員さんから連名で値上げは行うべきだが住民の立場を考慮して激変緩和のため、段階的な値上げにしてほしいという内容の申し出書をいただき、そうしたご意見を取り入れる形で、条例改正案を修正し上程をしました。最終的には、令和2年3月の定例会で、賛成10反対1の賛成多数で条例改正案を可決をいただいております。尚、6月の定例会前には、ほとんどの議員の皆様から新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、料金改定時期を延期すべきではないかというご意見

をいただき、6月の定例会で1年延期の条例改正案を上程し、可決をいただいております。このように、町民の代表である議員の皆様と議論を積み重ね慎重に審議をしていただいたその上で、料金改定を行っております。議員がおっしゃるような無計画に進めたというご指摘は全く当たらないというふうに考えます。また町のマイナスイメージになるのではないかというお尋ねです。町のイメージを上げたり下げたりするために、水道料金を決めるつもりはありません。あくまで水道料金の改定は、町民のために将来にわたって水道サービスを安定的に提供していくために議論されるべきものと考えます。参考までに島根県内の19の市町村の動向をご紹介します。平成29年から現在までの直近の5年間で7市3町計10の自治体が水道料金の値上げを実施をしています。実に県内の半数を超える自治体が、将来の継続的な水道サービス提供のために議会に諮り値上げを実施しているのが現状です。また全国的に見ても深刻な構造的問題を抱え、水道事業を取り巻く環境は非常に厳しく、近年各地の自治体で値上げが相次いでおります。議員が一部の人たちにだけ影響が及ぶ施策は後回しにして水道行政を優先するようということですが、私はその考えには全く反対です。美郷町が町の単独事業として行っている議員がおっしゃるような一部の人たちにだけ影響が及ぶ施策というのは、例えば、昨日の一般質問でも出ましたが子どもの医療費の無償化、保育料の無償化、放課後児童クラブの無料化、在宅看護の支援費、生活保護の総務費といったものです。これらは、確かに議員がおっしゃるよう一部の人たちが恩恵を受ける事業かもしれませんが、その対象は、社会的弱者や経済的に厳しい方々です。行政としましては、こうした方たちにこそ手厚くきめ細かい支援の手を差し伸べるべきだと考えます。議員がご質問の水道料金値上げの撤回や縮小、年数をかけた値上げにつきましては、これまでの議論の中で整理をされてきたと考えています。なお、島根県においては、現在県と市町村の財政部局、水道部局で島根県水道事業の連携に関する検討会、というものを設置をし、市町村の枠組みを超えた広域化の検討を始めています。しかしながら、現状では、情報交換レベルにとどまっており、広域化へ向けた道筋は見えていないのが現状です。以上です。

●福島議長

藤原議員。

●藤原みどり議員

ただいまの町長さんのお話を聞きましてですね。水道事業は議論の中で整理されてきたと話されておりますが、議論だけでは前に進まないわけでありまして一歩でも前進しなければ意味がありません。町長はどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

(町長より、すみません。ちょっと質問が分かりません。もう一回言ってくださいとの声あり)

●藤原みどり議員

水道事業は議論の中で整理されてきたと話されていますが、議論だけでは前に進まないわけでありまして、一歩でも前進しなければ意味がありません。町長はどのようにお考えで

しょうか。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

私がお答えいたしましたのは、議員の最後のところで列举されております値上げが撤回できないか。縮小はできないか。年数をかけた値上げができないかというふうな問いかけがありました。これにつきましては、これまで様々な議論を行ってきたので、その中で整理をされたというふうにお答えいたしましたので、少し議員がおっしゃるご質問がよく理解できませんけども、そういうふうな意味で申し上げております。

●福島議長

藤原議員。

●藤原みどり議員

では、質問2番目に移らせていただきます。島根県水道事業の連携に関する検討会は、これもまた情報交換レベルの取り組みで止まっていて筋道が見えていないのが現状です。と話されていましたが、そこを町として、率先して新しいものを手がけるつもりで美郷町が先頭に立ってやっていくということについては、どのようにお考えなのでしょうか。泣くまで待とうホトトギスではなく、泣かせてみせようホトトギスというぐらいの意気込みで県または国に働きかけていただいて、最後に多くの町民から求められている料金の値上げ撤回や縮小期間の延長は全部できないということでしょうか。これからも検討されないということでしょうか。お答えください。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

先ほど申し上げました島根県の検討しております水道事業の連携に関する検討会というのがありますが、これはあくまで島根県、それと19市町村これが参加して話し合いをする。そういうふうな検討会でございます。お気持ちはよく分かりますけども、よく考えたい。広域化というのは何のためにやるんですか。広域化したら何がいいですか。広域化を図る、これは国も提唱しております。それは一つ一つの小さい単位でやるよりも大きな事業規模になることによって、規模の経済ですね、これが働くからなんです。水道事業というのは装置産業です。固定費が非常にかかるそういうふうな構造になっております。これがじゃあ何故、簡単に広域化が進まないかといいますと、非常に効率的な市町がある中、一方で非効率な市町もあります。例えば、美郷町は今回値上げをさしていただいて4000円台の水道料金ですけども、片方で先ほどおっしゃったような2000円台の水道料金のところもございます。そうすると広域化して入れてあげてもいいよという判断は効率的な運営ができていない側がうんと言って初めて物事が進みます。非効率なところがお前のところに入れてあげるよっていつても、非効率なところが決める話ではありません。イニシアチブ

をとるとしたら効率がいい自治体若しくは県や国がイニシアチブをとって、もう少し大きな枠組みで進めていくということが肝要かと思います。ですので、この検討会につきましてはもう1年以上をかけて様々な議論が行われておりますけども、意見としては当然申し上げますけども、決定権があるか、或いはおっしゃるように、そのホトトギスか何かあれですけども、美郷町が独自で他の経済、合理性を横に置いて纏めることができるかということは現実的には難しい話だと思います。まとめて言いますと、繰り返しになりますけども効率がいい市町がどう考えるか。或いは県国がどういうふう to ツップダウンで、このことを進めていくか、ということがこの広域化については一番肝要なポイントでないか。というふうに思います。

●福島議長

藤原議員。

●藤原みどり議員

町長のお話もよく分かりますが、今コロナ禍の中で、少しでも住民の方を助けるためには料金を上げない。12%も上げないということを私は切に願うわけでございます。それには先ほども申しましたように、3%とか5%とかというような感じで上げていただくというようなことをもう一度検討していただくようなわけにはいかないでしょうかということで、少しでも何かを削ってでも命の水をみな毎日飲んでいる命の水を大変な思いで。失礼、すいません。もう一度、元から。大変な思いをしておられますので、どうか町としては3%とか5%とかいうように、段階を踏んで、料金を上げていただくよう、もう一度お願いしたいと思って、私の質問を終わらせていただきます。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

議長、反問権を使ってよろしいでしょうか。

●福島議長

暫時休憩します。

(休憩 午前 9時55分)

(再開 午前 9時56分)

●福島議長

再開いたします。

反問権を許可します。

●嘉戸町長

許可いただきましたので、ご質問させていただきます。値上げをしないとしますと、例えば24%値上げをしないとしますと、大体2000万円強ぐらい毎年値上げをした場

合としない場合と、大きく発生します。或いは3%ずつ或いは5%ずつ小刻みに上げるという時でも、初年度12%に対して3%2年目が24%に対して6%ということで、これも累積でいくと数千万円要は穴が開いてしまうことになります。議員は値上げをしないあるいは3%ずつ上げることができないか。町の財政に大きな赤字の穴があきますけども、それはどの事業を或いは幾らの予算を止めて赤字の穴埋めをされるおつもりか。具体的にお聞かせをください。因みに申し上げますと、先ほど申し上げました子ども医療費の無償化、これは昨日もお話がありましたけども約1000万の事業費です。保育料の無償化2つの保育園にお支払いしている金額年間で4500万です。或いは在宅看護の支援費5649万円、毎年数千万円の穴埋めをどの事業を止めて穴埋めされるおつもりか。具体的にお示しをしてください。

●福島議長

藤原議員。

●藤原みどり議員

どの事業を削って穴埋めするかということは、私は今、手元に資料がございませんので分かりません。答えることができませんが、私としては何か町として削っていただいて水道料金の値上げを少しでも進むことをやめていただくというような方向はできないかと思ひまして質問しているわけでございます。どの様というような具体的なことは今持ち合わせておりません。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

先週行われました予算決算委員会というのがございます。ここでは、昨年度の決算につきまして、ご審議をいただいて藤原議員も賛成に手を挙げていただいております。決算書を見ていただいていると思います。当然、目を通していただいて賛成に手を挙げていただいたのだと思っております。決算書には全ての事業の全ての予算額が記載されております。あの中でのどの事業をお止めになるのか。見てない、持ち合わせてないではなくて、責任ある発言であればやはり総合的に考えて苦渋の決断ですけども、これを止めてそれでもこちらに回すべきだというふうにしないとですね、値上げはしない。でも財政が破綻するかもしれないというのは、当時賛成いただいた10人の議員の方は、苦渋の決断を総合的にされてます。その中で削るといってもなかなか町の単独事業非常に自主財源比率が17%しかない。そういうふうな町の単独事業を止めるというのはなかなか難しいところがあります。ですので、存続、水道事業のサービスをどこかでストップするわけにいきませんので、そうすると総合的に考えて値上げをするべきだろうということで、ご判断をいただいているものと思います。値上げができないか、或いは3%ずつ上げられないかではなくて、もし、その議論をやるのであれば責任ある議員の立場としてお示しをいただいて議論すべきものと私は考えます。

●福島議長

藤原議員、通告時間の概ね半分、３０分を経過しております。

藤原議員。

●藤原みどり議員

町長のお話を聞き、よく分かりました。これからも水道のことについては、引き続き勉強し、検討していきたいと思いますので、本日はこれにて質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

●福島議長

藤原みどり議員の質問が終わりました。

ここで１０時１５分まで休憩いたします。

(休憩 午前１０時 ０２分)

(再開 午前１０時 １５分)

●福島議長

会議を再開いたします。

通告８、６番・原議員

●福島議長

原議員

●原議員

原克美でございます。通告をしております。１点質問をさせていただきます。コロナウイルス感染症今後の対応はということでお聞きをいたします。先月２４日、初めて美郷町在住の方がコロナウイルス感染症に感染されました。何れは町内で発症されるということも念頭に置きながらとはいえ、そうはならないように一所懸命に町としても対策をされてきました。この予防対策これは最終的には個人の対応となります。町の啓発に向けた情報発信などにより真面目な美郷町の町民の方々個々の真摯な対応が大きな成果となってこれまで感染者の発生が抑えられてきたと私は思っております。町として、これまでの対策を振り返りどのような評価、反省そして状況の変化がありました。今後の対応これらをどのように考えておられるか伺います。また県と町の連携について伺いますが、町として今何ができるのでしょうか。お聞かせをください。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

それでは、原議員のコロナウイルス感染症の今後の対応は、のご質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症の予防対策として、美郷町では、昨年からはＩＰ放送や住民向けのチラシの配布、広報の掲載など住民を対象に感染予防についての情報提供や普及啓発

に努めてまいりました。また、新型コロナウイルス感染症や症状に関する相談窓口を健康福祉課内に設置をして、随時住民の相談にも対応してまいりました。美郷町におきましては、8月末に初めて新型コロナウイルスの感染者が発生しましたが、それまで町内での感染者の発生もなく感染拡大をしなかったのは、議員のおっしゃるとおり、住民の皆様のご理解とご協力によるものと改めまして深く感謝を申し上げたいと思います。また、コロナウイルス感染症の予防対策として、4月末からのワクチンの予防接種も開始をいたしました。現在も12歳以上の住民を対象に予防接種を実施をしています。現時点での接種率は、1回目が約88%、2回目が84%、予約状況を踏まえると92%程度が接種いただけるものというふうに見込まれております。今後の予防対策としましては、予防接種の希望者が今後も引き続き接種を受けることができるように、島根県や近隣の市町とも連携をして、接種体制を確保してまいりたいと思います。また、2回の予防接種を完了した方でも感染の可能性がゼロではございません。予防接種完了者も含めまして、引き続き、不要不急の外出を控えたり、マスクの着用や人と人との距離の確保、手洗いなどの手指消毒など、感染予防に努めていただきますよう、住民への啓発を継続実施してまいりたいと思います。そして今後、訪問看護ステーションや医療機関などの医療資源が限られている美郷町におきまして、さらに感染が拡大した場合には、自宅療養者が安心して療養するために、町の保健師が濃厚接触者や自宅療養者の健康観察を実施したり、親族などの支援者がおられない自宅療養者につきましては、必要な生活支援物資を配達するなどのそういった支援が必要になることが予想されます。そこで、このような感染者の支援体制につきまして、現在、県央保健所や圏域の医師会、医療機関と連絡会を開催しまして検討を行っております。町民の健康を守ることは町の最優先課題です。今後も、町民の健康を守るために県や関係機関と連携をして、住民の不安や心配に寄り添った丁寧な相談対応を心がけ、効果的な感染症予防の対策を積極的に進めていく所存でございます。議員におかれましても、今後ともご協力をお願いしたいと思います。

●福島議長

原議員

●原議員

ご回答ありがとうございました。いろいろと一つ一つ聞いてまいりたいというふうにありますけれども、まず住民にとってですね、大変頼もしい、安心できる材料として相談窓口、これは今開設されておられるということでございます。本当に素晴らしい取り組みだというふうに私は思っております。でですね、そういった相談窓口にどれだけの、これまでの方が相談されたのか、またその内容こういったものはどうだったかということ少しお聞かせをいただきたいと思います。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

原議員のご質問でございますが、相談窓口に対しましては、今年度、年初め、コロナ感染

症が拡大し始めました春頃から県の指導も受けまして、相談体制を設置しておりました。で春頃に関して、去年もでございますけど、去年からの拡大に備えまして、ずっと相談窓口は設置しておりましたが、去年からこの春ぐらいにかけましては、コロナの感染の発熱とか症状に対するご相談が多うございました。それから、もしこういう症状になったらどういうふうにしたらいいのかとか、そういうご質問が、でもそう実際が保健所等のご相談窓口もご案内したりもしますが、そうですね、1日そんなに県へも報告が春まではございましたので1日、2、3件とか町内拡大していなかったこともありまして2、3件程度でございました。で近隣に発生したコロナ感染者が発生した場合、またやっぱりいろいろと症状についてとかご相談がありまして、そのあたりでまたもし症状があった場合どうするかとかいうご相談が週に1、2回程度に減っておりました。ですが、要所要所にその後、春以降はあまりご相談ありませんでしたが、随時やはり発熱したけど、どう受診したらよいかとか受診の仕方等について、I P放送でもご案内はしておりましたが、ご相談される方がおられたので、随時かかりつけ医にという方針を県からも言われておりましたので、かかりつけ医がおられる場合はかかりつけ医におられない場合は県央保健所の相談センターへご相談をしていくようにご案内をしていたところでございます。ですね。あとやはり、発熱になって、実際にある方が何件かおられますので、その辺りかかりつけ医がおられないことや、かかりつけ医への調整でうちが直接かかりつけ医さんとの調整も何件か町内はした場合もございます。以上です。

●福島議長

原議員。

●原議員

ありがとうございます。町民の方大変不安な日々を過ごしておられるというふうに思います。先般の町内の発生に関しまして、緊急放送もされましたけれども、そういった情報があってもですね、らしいという噂だけが先に流れてしまって、そのらしいらしいの噂がですね、余計に住民に対して不安を与えたんじゃないかなというふうに思っております。そういった意味で、そういった相談体制をしっかりとやっていただくということはですね、いいことだと思いますが、1つ情報の関係でですね、やっぱり県の情報だとか国の情報、ニュース、そういった報道とかの情報だけで住民の皆さん方は判断をされております。町からの情報ももちろんありますけれども、そういった情報でですね。やっぱり住民の方がもっともっと知りたいというのはですね、誰が感染した。どこの地域で感染した。そういうことではなくてですね、私のところにも今回感染があった時に色々と電話をいただいてですね、町内外からいただいたんですけれども、やっぱり、そういった誰がということ特定したいわけではなくて、自分が気をつけるためにどうすればいいかという不安だったんですね。ですから、そういったところで、もう少し住民に対して情報の発信ができないかなというふうな気持ちがございます。愚問になるかも分かりませんが、答えられる範囲で構いません。今まで町が情報発信されてる内容、おそらく県から発信、情報があって、それを町民に流して

おられというふうに思いますけども、知り得たことをすべて出しておられるのか、それともある程度セーブして出しておられるのか。これ本当につまらない質問で申し訳ないんですけども、想像のつく質問だと思いますけども、よろしくお願いします。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

原議員のご質問でございますが、公開情報の内容についてでございますでしょうか。情報を公開した内容に関しましては、全て知り得たということは、個人情報プライバシーまして人権に侵害することがございますので、全て情報公開している訳ではございません。もちろん、やはり、皆さんに、住民の方に予防なり、今後の拡大防止のために必要な情報は必要最低限、情報、町長からの方 I P 放送ともありましたように情報を開示させて、情報提供してきたつもりでございます。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

少し補足をさせていただきます。中々この問題につきましてはですね、どこまでどういうふうに話しているのかというのも慎重に取り扱わなければいけない部分がございます。今の課長が申しあげましたように、特定の個人を特定するような情報というのは、これもとにかくもう止めなきゃいけないと。人権問題でございますので。それと、やはり皆さん気にされているのは、先ほど議員おっしゃられましたように大丈夫なのかと、或いは自分の身の回りじゃないかとか、もっともっと増えるんじゃないかとか、多分こういうふうな漠とした不安にどう情報発信するのかという問いではないかというふうに理解いたしました。それで難しいんですけども、どちらかというとな定型的な文言で流すようにしています。例えば、接触された方は既に特定できています。というふうに言うと、これはそれ以上のところの方は心配ないですよと今連絡がいったない方は心配ないですよと。実はこういうメッセージなんですけども逆に、それを直接的に申し上げますと、これもまた誤解を生むこともございますので、中々奥歯に物が挟まったような言い方しかできないんですけどもその辺のところ、できる限り丁寧には伝えてまいりたいなというふうに思います。もう 1 つはですね、しょっちゅうではないんですけども、ときどき私が直接 I P 放送等で放送させていただいております。これも県の発表が終わると同時にというか直後に、今お話をさせていただいておりますので、少し事前には情報をいただいておりますけども、やはり町民の皆さんにできるだけ速やかにお伝えした方がいいだろうと言うことで、タイミングをできるだけおらずに、かつ重要なポイントですね。町内で発生したとか或いは、今はありませんけども、近隣で、例えば大規模なクラスターが発生すれば、またそういうふうな放送をかけるかもしれませんけどもそういうことで少し言葉の意味をこういうふうなことなんだよというのはこちらからもしっかり伝えていきたいなというふうに思います。

●福島議長

原議員。

●原議員

私が言いにくいことをですね、聞いて、大変申し訳なかったと思うんですが、町長の今のお言葉を聞いてですね、住民の気持ちを本当に分かっておられるなというふうに思いますので、できるだけ住民が安心できるような対応ですね、していただきたいなというふうに思います。さて、今度先ほど答弁の中でですね、12歳以上を今対象にやっておられるという話がありました。これも90%を超えるようになるということでしたけれども、ちょっと私が聞き漏らしたかも分かりませんが、大体いつ頃を目途に今そういったことをやっておられるのかということをお聞かせください。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

原議員のご質問にお答えいたします。現在、予約を今中止しております。受付けを今現在予約受付けを先週中止いたしまして、今、接種予定の方が9月末、1回目最終が終わられますので、10月中旬過ぎぐらいには、一応3週間おきますので一応20日前後までに今のところ予約を受付けている方は、終了する見込みでございます。

(原議員から、それが90%との確認あり)

●松嶋健康福祉課長

そうです。92%ぐらいの見込みでございます。

●福島議長

原議員。

●原議員

ありがとうございます。10月の末までには90%を超えていくという話でございます。で、今ですね、全国的に県内もそうですけれども児童、12歳以下そういった子どもさんにもですね、感染をしておるような状況でございます。町としてですね、12歳以下の接種について、どのようなお考えがあるかお聞かせください。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

12歳以上のお子さん、小学校6年生以上になろうかと思いますが、同じように60歳代までをちょっと優先しました以降は12歳以上に随時対象者には通知をして、予診票とご案内、接種券等を配布しております。ただ子どもさんは12歳は満年齢でないと接種ができませんので、12歳、もう誕生が来ておられ方は送っておりますが、毎月毎月の月末にその月12歳なられる方は、随時、月末、通知を差し上げて接種のご案内しておりますが、今ちょっと予約を中断しておりますので、今月末に12歳になられる方はこれから通知をしま

すけれど、それに関しては電話で予約を受付けまして、健康福祉課で、今後の接種計画、ワクチン供給に伴いまして、またご案内を個別にしていこうと予定でございます。

●福島議長

原議員、通告時間の概ね半分の20分になろうかとしております。

原議員。

●原議員

それではですね、僕の質問の仕方が悪かったんですね、12歳以下について、ワクチンが接種できないという状況なんですね。はい。町としてですね、やっぱりそういった状況が状況で、感染する子どもたちも出てきとるという状況の中ではいじゃあ、そういった対応をどうされるかということをちょっとお聞きかせください。

●福島議長

健康福祉課長

●松嶋健康福祉課長

原議員、失礼しました。私がちゃんと聞き漏らして、12歳以上と聞き漏らして申し訳ありません。12歳以下については、ワクチンの危険性とか安全性がまだ確立されておられませんので、国も認可をおろしておられませんので、12歳以下に関しては保護者の方にあたる年齢に、やはり、より接種を進めて、接種率を上げていきたいと思っておりますので、今後もしろいろとご仕事の都合等で何曜日、曜日とか時間とかのご相談も随時、健康福祉課で受付けておりますので、そのあたりを、ご要望を聞きながらそれを調整しながら接種のできる体制を今後も調整していつて、子育て中のお母様方、お父様方に接種していただける体制を整えていきたいと考えております。

●福島議長

原議員。

●原議員

教育委員会の方にもお聞きしますけれども、学校の児童ですね、こういった形で、今の状況の変化の中で変わった対策というのはお考えになっておられますか。

●福島議長

教育課長。

●漆谷教育課長

学校の方の対応でございますが、これまでのところ子ども達には感染がなく、何とか過ごしてまいっております。状況がかなり悪化をしております関係で文部科学省の方からも、その児童生徒の出席停止に関しまして本人の発熱だけではなく家族の発熱に対しても児童が休むと、それについても出席停止の扱いになるようになっております。2学期が始まります際に学校の方に今、一つフェーズが上がっているということで、子どもたちの健康観察はもちろんですけれども、やはり家庭内感染を防ぐということがまず第1ということを保護者の方にも通知をいたしまして、家庭内で発熱等体調が悪い場合には子どもさんも休ませ

ていただくようにという通知を出しております。

●福島議長

原議員。

●原議員

ありがとうございました。是非とも子どもさんに、そういった苦しい思いをですね、できるだけさせないためにも予防が一番でございますので、その対応を改めてお願いをしておきたいというふうに思います。それでですね、次に、今、全国的にも大変問題になっております自宅療養、宿泊療養の中の方がですね、急変して、重症化し、最悪な状況になっておられるというようなことをよく報道等でもお聞きをいたしますけれども島根県においてもこの自宅療養、宿泊療養を実施されております。ただ、丸山知事におかれましてはですね、医療崩壊したような地域とは違うんだと。島根県の場合については、自宅療養されていてもですね、きちっと治療もしてもらわなきゃいけない。そのために軽症の段階でそういった治療をやってもらって、完治してもらおう。だから重症化しないで、入院もなくてですね、医療崩壊も避けられるんだというような、ちょっと僕の言い方が悪いかもしれませんが、そういったような、僕はニュアンスに取っとるんですけども、確かに本当にそれが大事なことじゃあないかなというふうに思ったりします。ただ、ご答弁もですね、僕の聞きたいことをきちっと答弁にさせていただいてとるんで、もうこれ以上聞くことはないんですけども、私も本当に心配しとるのは自宅療養になった時に自宅療養者の生活ですね。ご家族のおられる方は、それはご家族の方が色々対応をしたりできると思いますけども、一人で生活されている方、こういった方というのは、食うことから身の回りから全部自分でやらなくちゃいけない。そういった状態なんですね。その方のフォローをご答弁の中では訪問介護ステーション利用など限られとるんですけども、健康福祉課の方で今対応しとると、対応するんだというようなお話しであったんですけども、本当にそういうことができるのかなというふうな現実的な問題としてですね、感じました。どうなんでしょう。この間の新聞にもですね、あったと思うんですけども、島根県の医師会、医療機関の方にアンケートをとられたときに県内では30%ぐらいしかですね、医療機関が地元医療機関がそういったことに、自宅療養等対応できないよという返事だったというふうに思いますけれども、美郷町の場合は如何なんでしょう。そういったことをやっておられますでしょうか。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

原議員のご質問でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、現在県が各保健所単位で検討会と連絡会を随時もっておられます。その圏域毎への体制を整備、医師会を中心とし、圏域内の医療機関等や訪問看護ステーション等の連携、調整のコーディネートを保健所が中心にとっておられて会議を開催されたところでございますし、随時、個別にその各機関への調整を保健所が動いておられます。アンケートも各圏域毎にとっておられまし

て、確かに原議員がおっしゃるように、県内医師会、開業医の先生方を中心としての対応を県からアンケートを兼ねてお願いされた時に県全体でも、やはり電話対応を中心にしてほしいという開業医の先生方のお返事が多かった。郡内の医師会も、大半、開業医の先生方は電話対応を中心に、相談支援とか、健康管理はするので、今後もそれでは対応可能というのが多かったというふうに聞いております。訪問看護ステーションに関しましては、24時間体制が大田圏域、大田市を中心にございますけれども邑智郡に関しましては、24時間体制の訪問看護ステーションありませんが、しかしないながらも圏域の医療機関、病院等も対応をするというお返事をしておられまして、電話相談に関しては対応していくという方向で今調整をしておられます。しかし、先ほど答弁にもありましたように美郷町内も医療機関も少のうございますので、訪問看護ステーションも1カ所しかございませんし、それにすべてを担っていくのは感染拡大した場合、中々、大変ということで、保健所等とも今検討しておりまして、そうなった場合の健康管理等を町が担うようなマニュアルも作成、原案をしておられて、それをお互いに確認しながら調整しているところですし、支援物資に関しましても、県がこのぐらゐの物資をというモデル的な案を今示されておられますのでそれを参考にまたその配布についても今検討して、一緒に検討しているところでございます。

●福島議長

原議員。

●原議員

圏域で検討されることはですね、それはいいことだというふうに思いますけれども、現実問題にそういった自宅療養者、そういったものが出た時にですね、もう実際に出てるわけですから圏内でそれは今検討しとるようなというのはちょっと残念な気がしますけれども例えば、先般、うちで、美郷町で感染された方もおられますけども、もし、この方がですね、自宅療養だったとする。そういった時にどのような対応ができたんですか。訪問看護ステーションにしてもドクターの指示がないと、中々、点滴一本打つにしてもですね、介護士がいて、ほいじゃあ点滴変えましょうねって、できるわけじゃないわけですから、そういった体系、現実問題としての体制というのはどうなっているか。もう1回お聞かせください。

●福島議長

健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

はい。先ほどちょっとご説明が不十分だったかもしれませんが、県央保健所に関しましては、昨年からもう県央保健所独自のマニュアル作成とそうなった場合を想定しての説明に保健所等が歩かれ、それをこちらでも確認しまして、マニュアルは作成しております。今回、県が4月ぐらいから作成を県内全体での自宅療養、拡大に備えて動き出されましたが、それより前に県央保健所は独自として考えておられて、その検討と一緒に入っておりまして、大まかなマニュアルと役割分担に関しては保健所と町に関しましては、もうできております。その辺りのマニュアルも、随時、うちの保健師には回しておりますし、やった場合の体制の組む

体制も私は一応組んでおりますので、なった場合の体制は課内を挙げての生活支援物資の体制等は一応、課内、先日も会議についての報告もすべて課員に徹底しております、体制を組める状態に、うちの町としてはしております。

●福島議長

原議員。

●原議員

もっと時間があつたらですね、本当はそのマニュアルが、できたらそのマニュアルを聞きたかったんですよ。どういうふうなことで対応するのかということですね、今日、時間ももうありませんので、そこまで聞きませんが、そういったマニュアルができるということになればですね、安心できるんじゃないかなというふうに思います。マニュアルがですね、現実なものになってですね、きちっとそれができるような体制を今後も考えていただきたいなというふうに思います。ただ健康福祉課の職員だけでですね、生活物資の運搬であるとか訪問してですね、経過観察をするだとか、ということには現実問題、無理があるというふうに思いますので、そういった体制もですね、もう一回美郷町は、美郷町独自でですね、構築していく、このことが美郷町の町民を命を守る、健康を守る、そういうことに繋がると思いますので、もう一度、その辺は考えていただきたいなというふうに思います。特に、この辺については、ちょっと力を入れて言わせていただきましたけども、この間も新聞の読者投稿欄ですね、70以上の方でございましたけれども自分が自宅療養になったらおとなしく、家でずっとおられるだろうか。特に、自宅療養ということになればですね、無症状であるとか、軽症者ということで、割とこう体が動く方もおられると思います。そういった中で、多分、食べることもない、ジュースを飲みたい、水分を取りたい、といった時にですね、近くのコンビニまで行きやあせんだらうかというようなことが投稿されていました。これは、本当に現実な問題じゃないかなという思いながら読んだわけでございますし、本人の、本人もですね、そういったことが感染に繋がるんだよということはお考えになっているというふうに思いますけれども、そのためにもですね、やっぱり、そのフォローというものが大事になりますので、今回、こうやって聞かせていただいたところでございますので、よろしく願いをいたします。この災害並みのコロナの感染症でございますが、相手はですね、自然ではなくてですね、これは、自然よりももっと尊い人の命ここらがかかっておりますので、その辺も考えて、また新たな町独自の住民に沿ったですね、対応をお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●福島議長

原議員の質問が終わりました。

通告9、4番・日高議員。

日高議員の質問時間は11時29分までとなりますので、よろしくお願いいたします。

●日高議員

分かりました。本定例会、最後の質問者となりました。ひとつよろしく願いをいたしました。

いというふうに思います。私は1点、ゴールデンユートピア、カヌーの里の新規事業の実施状況及び指定管理料についてお伺いをいたします。6月定例会一般質問において、石見ワイナリー株式会社では、指導員等の雇用に関してリクルート活動をされており、今までの事業内容の再開だけでなく、今までにない専門的な事業も考えられておられることでありました。ここで、新たに計画された事業はどのように進められておられますか。また、指定管理料について、半年以上事業が実施されない場合、考えなければならないとの回答でありましたが、どのように考えておられるか、お伺いをいたします。

●福島議長

町長。

●嘉戸町長

それでは日高議員のゴールデンユートピア、カヌーの里の新規事業の実施状況及び指定管理料についてのご質問にお答えをいたします。新規事業につきましては、6月の第2回定例会で骨盤矯正、発声教室などを実施する予定であることを全員協議会でご報告をさせていただきました。この新たに計画されました自主事業につきましては、主に広島県からインストラクターを招いて実施することとされていまして。しかしながら、新型コロナウイルス感染者の拡大に伴い、5月16日に政府から当地域へ発令された緊急事態宣言が6月20日まで延長され、解除の目途が立った後も島根県知事より、7月11日まで往来を控えるよう要請されていたこともあり、積極的な事業展開を見合わせていらっしゃいました。その後、7月下旬に入り、「生き生きカルチャー教室」として造花・筆ペン・ボイストレーニング・タンゴセラピー・メイク・料理教室・話しことば・子育て講演の8名の専門講師を招き、月1回のペースでの教室開催を計画募集されています。9月1日には新聞折り込みチラシを配布して、広報を行っていらっしゃいます。6月定例会で申し上げましたが、指定管理料につきましては、1年間の施設の運営、維持管理に要する費用として支払うものです。一方で、委託事業につきましては、別途予算立てをして委託費を支払っております。ここ数年の運営実績について申し上げますと、令和元年度は、プール天井の修繕のため12月23日から1月31日までの1カ月強、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等のため4月の13日から5月31日までの1カ月半強、施設をそれぞれ閉鎖をいたしました。その際も、指定管理料の減額もその検討も行っておりません。6月の定例会の質問において、半年以上というふうに私が申し上げましたのは、施設が閉鎖された期間のことです。令和元年、令和2年の時の閉鎖期間が、仮に半年以上にわたっていた場合には、指定管理料減額の検討も行っていたかもしれないという文脈でお話をさせていただきました。今年度、指定管理者の変更による施設の閉鎖期間は、4月1日から14日までの2週間です。これまでと比較しても期間は短く、現在も閉鎖をしているわけではございません。こういったことから、指定管理料の減額については考えておりません。なお、お隣の川本町議会におきまして、運営や改修に多額の費用がかかることを理由として、屋内プールの運営を今年度末で休止することについて議論が行われたと報道されています。ゴールデンユート

ピアも同様に厳しい運営状況にはございます。なお、指定管理者とは決算で収益が生じた場合には、その５０％を町に納付いただけるという契約を結んでおりますので、施設が将来にわたって存続できるよう指定管理者につきましては、引き続き健全経営にも努めていただくようお願いをしてまいりたいというふうに思います。

●福島議長

日高議員。

●日高議員

私は指定管理料を委託料について、改めて開発公社の決算書等々調べて見まして指定管理料がですね、基本的には人件費を含めないいわゆる光熱費や各種検査料の運営費、そして維持、こういったもので、設定されていることを知りました。公社の事業を継承をされたワイナリー事業におきましても、いわゆる運営の部分におきましては、やはり公社同様に設定をされているかお聞きします。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

日高議員のご質問にお答えいたします。これは以前のところで答弁も差し上げましたが、基本的には事業計画というものに基づいて算定をさせていただいているというふうに回答しております。今回につきましても当初のところでは、事業計画上開発公社のところで事業をやっていたものを引き継ぐという形での事業計画でございました。そういった形で、その事業計画に基づいて、指定管理料の方、算定させていただいております。

●福島議長

日高議員。

●日高議員

分かりました。ゴールデンユートピア事業の指定管理料につきましては従来、ずっと昔は、人件費等ひっくるめた総事業費から収益、そういったものを差し引いたもので支払われていたと。ここ数年前から人件費を含めないもので、いわゆる人件費について運営利益を充て、基本的には充てるそして、その指定管理料については、先ほどお答えになりました運営費、維持管理費、こういったものを充てられていることをお聞きしました。私も思い違いをしておりました。このことにつきまして、いろいろ調べてみまして、やはり開発公社様におかれましてはですね、この運営努力、こういったものが人件費等々につきまして、収益であげてくると、基本的にはですね、そういったことで、大変なご努力があったのではないかと深く敬意を表するところでございます。また、島根ワイナリー株式会社におかれましても、そういった中でいわゆる公社からの引き継ぐ雇用がうまくいかなかったとこういった問題があり、いわゆる人員調整には大変なことだろうと改めて思います。やはり、こういった事業を実施するには経験という、経験値というものが大切だと思います。先般、運営の方もちょっと代わられたということがありましたので、いわゆる役場として、できるわけでございませ

んが、町としてできるわけでございませんが、是非ともですね、経験を持たれた方、こういったことをお薦めしていただければですね、うまく再開がいくのではないかというふうに思っております。それと当然、いわゆる自主運営でありますいきいき教室カルチャーであるとかその他ボイストレーニング、いろいろと考えられております。是非ともですね、多くのものを実施されて、いわゆるゴールデンユートピア、これは町の本当にシンボリックな施設です。ここに多くの方々が健康教室に通い、または皆様が集ってですね、生き生きとした姿が見られる。こういったことが一番ゴールデンユートピアに求められていることと思います。是非ともですね、いわゆる、早期、いわゆる実施に向け、一つ、町として、努力したり、そういった決意を一つよろしく、ワイナリーの方に努めていただくと、こういった決意を、一つよろしく、どうかよろしくお願いいたします。

●福島議長

企画推進課長。

●石田企画推進課長

はい。ありがとうございます。まずもって、その以前務めていらっしゃったその経験を持っておられた方というところの職員についてもですね、働きかけの方をやっていきたいというふうに思っております。何人かの方には、既にお話もさしていただいております。そういった形で、今後もお繋ぎをしていきたいというふうに思っております。それから新たな事業というところで今回、8つのカルチャー教室、それから骨盤教室、骨盤体操教室、そういったものも実施していただいております。また、この後には、また他にもですね、いろいろまた教室、また新たにやっていきたいというふうなお話も聞いておりますので、そういった形で町の方からも、そういった収益につながるような事業をですね、しっかりとやっていただけるように、町としてもこういった形が支援ができるかというのもまた考えて、一緒になってですね、ゴールデンユートピアが、更なる町民の皆様からご利用いただけるような施設になるように努めてまいりたいというふうに考えております。これに当たりまして、また議員の皆様にもご支援、ご協力の方をお願いを差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

●福島議長

日高議員。

●日高議員

よく分かりました。私もゴールデンユートピア、これは本当にシンボリックな施設です。是非、これがうまくいきますよう、私としても努めて参りたいというふうに思います。これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●福島議長

日高議員の質問が終わりました。

以上で、本定例会に通告されておりました一般質問がすべて終了しました。

ここで、11時15分まで休憩とします。

(休憩 午前 11時 3分)

(再開 午前 11時16分)

●**福島議長**

会議を再開いたします。

ここで、執行部から報告意見等を求められておりますので、これを許します。

●**福島議長**

産業振興課長。

●**山根産業振興課長**

9月6日の報告事項に対する質疑における報告第7号、一般社団法人ファームサポート美郷の経営状況について藤原修治議員ご質問の回答に補足をさせていただきます。議員のご質問は、ファームサポート美郷の固定資産の前年度からの差し引き額と令和2年度の経費の減価償却費の額が異なっている。その理由と内容について説明をという趣旨であったかと思えます。ファームサポート美郷の減価償却はまず、固定資産から減価償却費を直接差し引く直接法の仕訳となっております。まず、令和2年度末の固定資産は655万129円。令和元年度末は長期前払費用を除いた固定資産として、702万1247円となっておりますので、差し引き47万1118円。約47万2000円の減となっております。これに對しまして、令和2年度中の経費中、減価償却費の合計は73万8492円ですが、創立開業費、11万4374円が含まれておりますので、これを除くと62万4118円となります。その内訳は建物、機械倉庫及び事務所が41万7129円。未償却残高は493万9667円。次に、建物附属設備、給排水衛生電気設備工事が12万3997円。未償却残高は146万8400円です。次に、車両運搬費中古の積載車となりますが、7万2053円令和2年度は4カ月分の償却となり、残存価格は1円となっております。また、令和2年度に新たにネギの結束機を購入をしております。令和2年10月に15万3000円で取得をしており、減価償却費として1万939円を計上しております。今期は月割額の6カ月分となっております。未償却残高は14万2061円となっております。創立開業費を除いた減価償却費の合計62万4118円から新たに取得した機械の資産、15万3000円を差し引きますと、47万1118円となり、令和元年度末の固定資産額から令和2年度末の固定資産額を差し引いた額と同額となっております。創立開業費につきましては、5年の償却となります。以上でございます。

●**福島議長**

企画推進課長。

●**石田企画推進課長**

失礼いたします。9月6日に行われました議案第55号、美郷町私債権管理条例の制定についての議案質疑におきまして佐竹議員の方からご質問いただきましたゴールデンユート

ピアおおちレストラン使用料の滞納はいつ頃のものかというご質問についてお答えをさせていただきます。レストラン使用料の滞納時期については平成21年度から平成26年度にかけてのものでございます。また、これ以後につきましては、レストランの運営方法が変更されるなどしておりますので、新たなレストラン使用料の滞納は発生しておりません。以上でございます。

●福島議長

以上で、執行部からの報告意見を終わります。

日程第3、委員会審査報告及び質疑を議題といたします。

各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

初めに、総務委員長。

●福島議長

佐竹総務委員長。

●佐竹総務委員長

委員会審査報告を行います。令和3年9月14日、美郷町議会議長 福島教次郎様。総務委員会委員長 佐竹一夫。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第61号邑智郡総合事務組合規約の変更について以上です。

●福島議長

総務委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、質疑を終わります。

佐竹委員長ご苦労さまでした。

続いて、教育民生委員長。

●福島議長

日高教育民生委員長。

●日高教育民生委員長

教育民生委員会に付託されました案件について朗読により、報告をいたします。美郷町議会議長 福島教次郎様。教育民生委員会委員長 日高学。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件議案第55号、美郷町私債権管理条例の制定について、以上でございます。

●福島議長

教育民生委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

無いようですので、質疑を終わります。

日高教育民生委員長、ご苦労さまでした。

続いて、予算決算委員長。

●**福島議長**

山本予算決算委員長。

●**山本予算決算委員長**

読み上げて報告いたします。令和3年9月14日、美郷町議会議長 福島教次郎様。予算決算委員会委員長 山本幹雄。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件、議案第56号、令和3年度美郷町一般会計補正予算（第4号）、議案第57号、令和3年度君谷診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第58号、令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第59号、令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第60号、令和2年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて。なお、議案第60号につきましては、委員一人の反対がありましたが、賛成多数により当委員会では、原案に対し、可とすることを申し添えます。以上でございます。

●**福島議長**

予算決算の委員会に付託した案件の報告が終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

無いようですので、質疑を終わります。

山本予算決算委員長、ご苦労さまでした。

日程第4、議案の討論及び表決を議題といたします。

はじめに、議案第55号から議案第61号までの議案7件について、一括して討論に入ります。討論のある方は議案番号を示してからお願いします。

まず、反対討論はありますか。

●**福島議長**

中原議員。

●**中原議員**

議案第60号、令和2年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて反対する立場から討論いたします。この間、予算委員会において、決算書、歳入歳出決算資料、監査報告書、主要施策に係る成果説明書などを基に2日間にわたり審議してまいりました。成果説

明書をこれは非常に今年、丁寧に作られておりまして、ページ数も多いんですけども大変よくわかる成果説明書でありましたが、これにもありますようにコロナ禍というかつて経験したこともない所謂、災害のもとで町民の暮らしと営業を守るための施策が懸命に展開され、災害対策はもちろんであります、認知症或いは寝たきりの対策である福祉施策或いは放課後児童クラブなど子どもの放課後の対策をつくった教育それから産業振興ですね、こういった中でも、多くの成果を収めてきたことも確認してきました。決算の特徴の1つは自主財源比率が12.3%まで落ち込んでいることであります。それはコロナ対策などで、国、県からの交付金や支出金が大幅に増えたことであり、結果として、自主財源比率が低下するという特殊な条件のもとで起こったことであります。コロナ禍は確かに、特殊な条件であります、人に条件をつけた交付税措置で政府が目指す方向に政策を誘導する。こういう傾向は年々強まっております。コロナ対策でも町民の苦悩、困難を救済する措置も種々実施されてきましたが、ウイズコロナ、ポストコロナ対策に重点が置かれたことも、その現れであります。美郷町のように元々自主財源が脆弱な財政状況のもとで施策展開を図ることは容易ではありませんが、予算執行の課題としてこのことは指摘しておきたいと思います。また高齢者や高齢農家など町民の皆さんが本当に困っていることに対して、例えそれが少数者であったとしても、国県の既存の施策が及んでいない、こういうところに支援の手を差し伸べるのが、自治体としての町の予算の役割であるというふうに考えております。以上、特殊な条件下での予算執行であり、職員の皆さんのご苦勞と献身に対して感謝申し上げますとともに自治体の役割の一層の發揮に対する期待を込めて反対討論といたします。ありがとうございました。

●福島議長

議案第60号についての反対討論が終わりました。

次に議案第60号について、賛成討論はありませんか。

●福島議長

藤原修治議員。

●藤原修治議員

8番、藤原でございます。私は議案第60号、令和2年度美郷町を歳入歳出決算の認定を求めることについて、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。まずは財政面からでございます。令和2年度の決算は全会計歳出で約92億5500万円。実質収支は9400万円となっております。基金は全体で38億700万円と昨年度末から、約6300万減少しましたが、当初予算時の取り崩し予定額が大幅に減少しており、歳入確保や予算執行での努力が伺えます。歳入や財源の確保ではふるさと納税額が、前年度から約3倍の4600万円余りと大幅に伸びております。債権対策につきましても、対策強化と管理・効率化の検討が進められております。また有利な補助金の活用や、より有利な起債の選択により、町財政の負担を極力抑える努力も伺えました。しかしながら、財政指数では実質公債比率が、3年平均で11.8%から残念ながら12.4%と上昇いたしました。これは防災拠点の整備、IP

告知端末の更新、また郡総合事務組合の可燃ごみ処理施設関係など、大型事業の計上、起債が要因であります。想定範囲と言えます。これらのことから、安定的な財政運営を十分意識した政策の推進、行政が行われたと考えております。一方政策面からは、令和2年度は、新型コロナウイルスが最優先であり、施策や事業への影響がありました。しかし、そうした中にあっても、令和元年度の礎の年で、将来の種まいたさまざまな構想が具体的に動き出す始まりの年として、工夫や知恵が絞られ着実な前進が見られております。新型コロナ対策では感染予防初めとして、町民の生活支援、健康対策、事業者等の支援などきめ細やかな対策が講じられております。新型コロナウイルス感染症差別偏見等防止条例が制定され、差別偏見対策にも取り組まれました。また、帰省自粛の学生に対する支援、高齢者の健康教室や買い物支援対策、国の支援対象とならない事業者も含めた運営支援など、町民の健康、生活支援、雇用者事業者支援など必要なところへの細かい対策も実施されております。美郷バレーについては、同じ理念を共有する企業、団体と協定を締結・連携を強化しながら、大きく前進をしております。昨年は美郷バレー初の開発商品である電柵部材の販売開始、日本を代表する企業の1つである古河電気工業との連携協定の締結、タイガー株式会社の中国営業所の開設準備等が行われました。またおおち山くじら研究所の設置に加え、今年4月に島根県初の私立大学進出となる麻布大学フィールドワークセンターが開設され、今後の学生等の交流、町の活性化への効果が大いに期待されます。防災対策につきましては、主要避難所に太陽光発電、蓄電施設を整備し、カーボンニュートラルとしての取り組みとして、災害時の電力供給への活用も想定、公用車のEV車両への計画的更新方針や、町民のEV車等への補助制度、防災協定も実施されました。サテライトオフィスの建設、ギガスクール構想の推進、町民カードの導入など、将来に向けた取り組みも進められております。主だった事業の一部を取り上げて述べさせていただきましたが、令和2年度は、コロナの影響で顕著になった大都市への一極集中の弊害により、地方回帰の流れが注目され、地方の魅力や課題が再発見される絶好の機会となり、新しい時代を見せた取り組みの始まりの年でもありました。以上、令和2年度は成果が見えている施策や成果が見えるのに時間がかかる施策もありましたが、新しい時代に向けた町の課題解決、町民生活の充実のために、町長トップに職員の方々が積極的に取り組んでこられたことが十分伺える年でもありました。以上のことから、私は令和2年度決算は妥当なもので、可決すべきものと考えます。全議員の賛同をお願いを申し上げまして、賛成討論といたしたいと思います。

●福島議長

議案第60号についての賛成討論が終わりました。

議案第60号について討論を繰り返します。

他に反対討論ありませんか。

(なしの声)

●福島議長

他に賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

いずれも討論がないようですので、議案第60号の討論を終わります。

残余の議案についての討論はありませんか。

(なしの声)

●**福島議長**

討論なしと認めます。

続きまして採決に入ります。議案第55号から議案第61号までの7件について、順次採決を行います。

これらの議案について、各委員会からはいずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。

初めに、議案第55号、美郷町私債権管理条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

全員挙手であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和2年度的美郷町一般会計補正予算（第4号）について、委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、令和3年度君谷診療所特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、令和3年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第59号、令和3年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●**福島議長**

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号、令和2年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配付をしておりますとおり、総務委員会から発委第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書が提出されましたので、これを上程いたします。

お諮りします。

発委第3号の提出につきましては、提案理由の説明、質疑を省略して、討論、表決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、提案理由の説明、質疑を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

●福島議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。

発委第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議員派遣をしたいと思いますがこれに異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認め、議員派遣につきましては、お手元に配布したとおり派遣することに決しました。

日程第7、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配布しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申し出が提出されておりますので、これらの申し出のとおり、それぞれの委員会へ託したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●福島議長

ご異議なしと認めます。

よって、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

本定例会へ付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を投じるとともに令和3年美郷町議会第3回定例会閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11時48分)